

入札のお知らせ

次のとおり条件付一般競争入札を実施します。

令和8年1月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 入札に付する事項

- (1) 番号 長期 第3号
- (2) 件名 秋田市個別排水処理施設維持管理包括業務委託
- (3) 履行場所 市内一円
- (4) 履行期間 委託契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで
ただし、委託業務の開始日は令和8年4月1日からとする。
- (5) 委託概要 仕様書のとおり
- (6) 対象業務 維持管理等業務（維持管理業務、統括管理業務、緊急対応・小規模
修繕業務等）
- (7) 予定価格 124,751,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
内訳
 - 令和8年度 維持管理等業務費 24,420,000円
 - 令和9年度 維持管理等業務費 24,673,000円
 - 令和10年度 維持管理等業務費 24,926,000円
 - 令和11年度 維持管理等業務費 25,201,000円
 - 令和12年度 維持管理等業務費 25,531,000円

2 入札に参加する者の構成

入札に参加する者の構成は次のとおりとする。

- (1) 入札に参加する者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。
- (2) 共同企業体は、本入札のお知らせの別添「秋田市個別排水処理施設維持管理包括業務委託共同企業体取扱要綱」に示す取扱いとする。

3 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)および(3)に定める共同企業体の構成員の要件を満たす者による自主結成とする。
- イ 構成員数は2社以上とする。
- ウ 各構成員の出資比率は問わない。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

エ 代表者は本業務委託の履行責任者として、仕様書に定める条件を満たす業務統括責任者を専任で配置できること。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

共同企業体の構成員には、次に掲げる全ての要件を満たす者を1社以上含めなければならない。

ア 秋田市に浄化槽保守点検業で登録があること。

イ 秋田市から浄化槽清掃業の許可を受けていること。

ウ 秋田市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

エ 本業務に浄化槽管理士の有資格者を配置できること。

(3) 共同企業体の全ての構成員に必要な要件

ア 秋田市内に本社を有していること。

イ 個別排水処理施設維持管理の業務実績があること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、令和8年1月27日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 業務等実績調書（様式3）

エ 配置予定技術者調書（様式4）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受付ける。

ア 受付期間

令和8年1月16日（金）から同月27日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(4) 入札資格確認結果の通知

申請書等を提出した者のうち、入札資格が認められた者および認められなかった者に対して、その旨およびその理由を書面により通知する。

ア 通知日 令和8年1月30日（金） 午後5時までに通知

イ その他

入札資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面により資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、令和8年1月16日（金）から同年2月3日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

(4) 設計書および仕様書等の内容について疑義のある場合は、質問書（上下水道局ホームページに掲載されている様式を参照。）を提出できる。

なお、質問内容および回答については、上下水道局ホームページに掲載する。

6 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和8年2月4日（水） 午前10時05分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局4階大会議室

(3) 入札保証金 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第109条第1項第2号の規定により免除

(4) 契約予定日 令和8年2月10日（火）

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

エ 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、

入札価格が最も低いものを落札者とする。この場合において、該当する者が2以上であるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

8 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434